

## 大仙市電気事業経営戦略

団 体 名 : 大仙市

事 業 名 : 大仙市太陽光発電事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 47 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	2人	最 大 出 力 * 1	2,354kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,997,549kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	36円(税抜)
	太陽光発電 2箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	2箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

\* 1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

## (2) 現在の経営状況

年 間 電 力 料 収 入 * 1 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H27	11,357千円	
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H27	100%	
純 損 益 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H27	0千円	
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H27	0%	

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成27年12月25日売電開始。売電収入を発電施設のリース料支払い等に充てるものであるが、平成28年度以降は収益が見込まれる。

\* 2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

地球温暖化対策への取り組み及び太陽光発電設備導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るために大仙市が発電事業者として太陽光発電事業を実施、環境負荷の小さい地域をつくりあげる。  
発電した電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度により20年間、全量を東北電力に売電する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

■発電施設リース料  
民間企業と締結した20年間の包括的施設リース契約に基づき発電施設を建設。リース料には建設費用のほか、施設の維持管理、各種保険及び事業終了時の撤去費用等も含まれている。

### ②収支計画のうち財源についての説明

■売電収入  
太陽光パネルの劣化率を年0.5%で推定した発電量に基づき売電金額を算定している。天候不順による減収リスク等に備え、売電収益は全額「大仙市地球温暖化対策基金」に積立てている。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■一般管理費  
保安管理業務の外部委託費用、発電データ遠隔監視システム費用、構内草刈り・除雪作業委託費用等

## 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。
---------------------	-----------------------------------